

メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業 FAQ

※医学博士課程の学生で、2年次より新規採択される学生は、「博士後期課程入学」を「医学博士課程2年次進学」と読み替えてください。

| | 質問 | 回答 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1001 | 2025年度に博士後期課程に入学予定者ですが、2025年4月以降に応募する機会がありますか？ | 2025年度入学予定者は、4月入学者、10月入学者を問わず今回応募してください。採用者の辞退により、2026年4月以降に2025年度入学者を対象とした追加募集を行う可能性はありますが、現時点では未定です。 |
| Q1002 | 2026年10月に博士後期課程に入学する予定です。2026年度第1回募集の募集対象になっていませんが、後日募集があるのでしょうか？ | 2026年10月に博士後期課程に入学予定の学生は、2026年1月頃に募集予定の2026年度第2回募集に応募してください。 |
| Q1003 | 研究奨励費の増額はどのように決定されますか？ | 採択後に説明します。 |
| Q1004 | 評価書の作成者は指導教員になるのでしょうか？指導教員以外に推薦者を依頼することは可能でしょうか。可能な場合、依頼する推薦者に制限はありますか。 | 申請時点で博士後期課程の指導教員が決まっていない場合も考えられるため、指導教員に限らず、自身のこれまでの研究内容を理解している研究者等が評価書を書くことも可能です。また、何らかの事情で指導教員に頼めないという方は個別に博士課程教育推進機構まで相談してください。なお、評価書は原則教員に作成して貰ってください。 |
| Q1005 | 他の奨学金を受給する場合でも応募は可能でしょうか。 | 支援開始時点において、支給額が年額240万円以下の他の奨学金を受給する予定の学生は、当該奨学金の事務局等に併給に関する制限の有無を確認してください。 採択された場合でも、申請書に記載した入学時期に名古屋大学の博士後期課程に入学・進学しなかった場合（不合格も含む）は、その時点で資格を失うことになります。大学院への入学については、Q1032も合わせて確認してください。 |
| Q1006 | まだ博士後期課程の入学試験を受けていませんが、この場合も申請できますか？ | 名古屋大学の博士後期課程に入学・進学の意思がある方については申請可能です。 採択された場合でも、申請書に記載した入学時期に名古屋大学の博士後期課程に入学・進学しなかった場合（不合格も含む）は、その時点で資格を失うことになります。大学院への入学については、Q1032も合わせて確認してください。 |
| Q1007 | 支援期間中に休学が決まった場合の取扱いはどうなりますか？ | 休学理由により取扱いが異なります。自己都合による休学の場合は、原則として休学した時点で支援が終了します。その一方で、ライフイベント（出産・育児・傷病）等による休学については、個別の事案に基づき別途判断されます。その場合においても、休学期間中は支援が停止され、復学後に支援が再開されます。但し、2年間を超える休学の場合は支援が停止されます。 |
| Q1008 | 名古屋大学以外の修士課程からの進学者も対象となりますか？ | 対象となります。 |
| Q1009 | 定年退職後に博士後期課程に入学しています。応募に年齢制限はありますか？ | 年齢制限はありません。ただし、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨を踏まえた選抜が行われます。 |
| Q1010 | 留学生も対象になりますか？ | 支援対象学生について国籍要件は設けていません。ただし、博士後期課程・医学博士課程において国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの支援を受ける留学生は原則として、支援対象外となります。 |
| Q1011 | 支援期間中に起業した場合はどうなるのか？ | 支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。安定的な収入を得ることになった時点で支援終了となります。 |
| Q1012 | TAやRA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能でしょうか？また時間の上限はありますか？ | RESEARMENTとしての活動に支障がない範囲でTAやRAもしくはアルバイト等の収入を得ることはできます。 |
| Q1013 | 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年を基準）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。 | 本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。 |
| Q1014 | 支援期間中に、有償のインターンシップに参加することは可能か。 | 可能です。 |
| Q1015 | 支援期間中に、外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。 | RESEARMENTとしての活動を行うにあたり支障のない範囲であれば可能です。 |
| Q1016 | 支援期間中に、学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けるとは可能か。 | 可能です。 |
| Q1017 | 支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受給することは可能か。 | 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースがある場合は、別途ご相談ください）。 但し、2023年度以降のJASSO無利子奨学生採用者は、RESEARMENTの支援を受けた場合、博士後期課程期間中のJASSO奨学金の返還免除の対象となりません。 |
| Q1018 | 現在、国費留学生として修士課程に在籍しているが応募可能か？ | 申請時点で受給していても、本事業期間中に受給しない予定であれば応募可能です。また、支援開始時に、国費留学生や外国政府からの支援支援対象となり、かつ併給ができない場合は、特別な事情がない限り、国費留学や外国政府からの支援（CSCなど）を優先させてください。 また、それぞれの奨学金の事業により、併給の有無、辞退の可否は異なりますので、必ず事前に当該奨学金の担当部署に確認をしてください。 |
| Q1019 | 支援期間中に、名古屋大学の授業料免除制度に申請できますか。 | 申請できます。 |
| Q1020 | 入国ができない場合の研究奨励費や研究費の受領は可能か。 | 渡日していない留学生は、渡日後に支給を開始します。未渡日期間分を遡っての支援は行いません。 |
| Q1021 | 審査結果が4月中旬に発表されるが、2025年度4月から支援対象となった場合、研究奨励費の受給時期はいつになるのか。 | 4月分と5月分を5月末に支払い開始する予定です。 |
| Q1022 | 応募者情報登録の内容と申請書の内容は一致させるとなっているが、応募者情報登録後、申請書を提出するまでに研究課題名が変更した場合はどうすればよいか。 | 変更がないように、応募者情報登録時に確認するようにしてください。 |
| Q1023 | 事業で求める融合研究とはどのようなものを指しますか。 | 参考資料「融合研究の例」を参照してください。（後日掲載予定） |

| | | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1024 | RESEARDENTは名古屋大学に雇用されるのですか。 | 大学と採択者との間に雇用関係はありません。研究奨励費は給与ではありませんので、税法上「雑所得」となり、毎年自身で確定申告の手続きが必要になります。また、社会保険や年金の手続きも自身で行ってください。 |
| Q1025 | 2025年4月入学予定で採択されたが、その後休学が決まり当初より一年遅れて2026年4月に入学する予定です。支援開始時期を遅らせることはできますか。 | できません。採択当初に予定した時期より入学が遅れる場合は、RESEARDENTを辞退してもらいます。該当年度の学生を対象とした募集に再度応募し改めて審査を受けてください。 |
| Q1026 | 追加募集で採択された場合の支援期間はどれくらいでしょうか。 | 前任者の支援終了時期まで、かつ標準修了年限までの支援となります。認定時に決定します。 |
| Q1027 | 2次審査の面接対象者となりませんでした。1次審査（書類選考）の結果は通知はされないのですか。 | 第1次審査（書類選考）の結果は通知されません。 |
| Q1028 | 博士入学後に応募の機会はありますか。 | 原則として博士後期課程入学後の選考は予定していません。辞退等で欠員が出た場合に、追加募集を行う可能性があります。必ず募集を行うことを保証してものではありません。 4月入学の4年制の医学博士課程在籍者には、D2(4月進級者)を対象とした募集をD1時に行います。ただし、医学修士課程1年次に本事業(年度第1回新規募集)に申請し、かつ医学修士課程2年次(D1進学時)にも本事業(年度第2回新規募集)に申請した4年制の医学博士課程在籍者は、そのさらに翌年の新規募集には申請できません。新規募集への3回目の応募が判明した段階で応募資格が取り消されます。 |
| Q1029 | 図や数式を用いて申請書を作成してもよいですか。また、審査時はカラー、白黒どちらで審査されますか。 | 研究内容の説明に必要な図や数式を用いることが出来ます。カラーまたは白黒どちらで審査するかは、審査員によるため、どちらでも対応できるように作成してください。 |
| Q1030 | 申請時の動画が所定時間を超過してしまいました。倍速モード等で編集して提出して良いですか。 | 編集による動画時間の調整は認められていません。不備となる場合がありますので留意してください。 |
| Q1031 | 審査内容についてのフィードバックが欲しいです。 | 審査内容の開示は行いません。 |
| Q1032 | 本募集に採択された場合、自動的に博士後期課程への入学が決定するのですか。 | 本募集は、各研究科での博士後期課程の入学試験に合格し、入学することを前提としているものです。 本学の博士後期課程に入学を希望する場合は、本募集とは別に、必ず各研究科が行う入学試験を受験してください。また、本募集に採択されていることは、大学院入学を保証するものではありません。 |
| Q1033 | 応募にあたって語学要件はありますか。 | ありません。ただし、認定後に行われるQEにおいて語学習得レベル（英語については全員、日本語については留学生）を確認します。 |